

那珂市議会原子力安全対策常任委員会記録

開催日時 平成30年12月7日（金）午前10時

開催場所 那珂市議会全員協議会室

出席議員 委員長 助川 則夫 副委員長 綿引 孝光

委員 富山 豪 委員 花島 進

委員 中崎 政長

欠席委員 なし

職務のため出席した者の職氏名

議長 君嶋 寿男 事務局長 寺山 修一

事務局次長 清水 貴 書記 小泉 隼

会議事件説明のため出席した者の職氏名（総括補佐職以上と発言者）

市長 海野 徹 副市長 宮本 俊美

市民生活部長 小橋 洋司 防災課長 桧山 達男

防災課長補佐 秋山 光広

会議事件説明のため出席した事業所

日本原子力発電株式会社 8名

会議事件と概要

（1）市民アンケートについて

…執行部の説明の後、市長より東海第二発電所の再稼働反対表明について説明

（2）日本原子力発電株式会社東海第二発電所の許認可内容について

…日本原子力発電株式会社より説明

（3）横手市議会友好訪問について

…参加者を助川委員長に決定

議事の経過（出席者の発言内容は以下のとおり）

開会（午前10時00分）

委員長 改めましておはようございます。

開会前にご連絡をいたします。

会議は公開しており、傍聴可能といたします。また、会議の映像を庁舎内のテレビに放送します。会議内での発言は必ずマイクを使用し、質疑・答弁の際は簡潔かつ明瞭をお願いいたします。

携帯電話をお持ちの方は電源をお切りいただくかマナーモードにさせていただきたいと思います。

ただいまの出席委員は5名であります。欠席委員はございません。定足数に達しており

ますので、これより原子力安全対策常任委員会を開会いたします。

また、会議に入ります前に、今定例会より、一身上の都合により小宅前委員長が議員辞職をしておりますので、その関係で今定例会の本委員会より委員長を仰せつかりました助川則夫でございます。今後、原子力安全対策常任委員会の運営、そしてまた取り仕切りをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

会議事件説明のため市長、副市長外関係職員の出席を求めています。

職務のため、議長及び議会事務局職員が出席をしております。

ここで議長よりご挨拶をお願いいたします。

議長 皆さん、おはようございます。本日は、原子力安全対策常任委員会にご出席ご苦労さまです。

本日の会議事件については、市民アンケートについて、日本原子力発電株式会社東海第二発電所の許認可について外2件であります。

先日、市長から突然テレビで再稼働反対の表明等が放送され、議会といたしましても、そしてまた私、委員会といたしましても、説明等そういう話が一切なかったということで、急な発表をされ、私もびっくりしているところであります。本来なら議会や常任委員会にも説明があってもよろしかったのではないかということを感じております。

この件につきましては、今後とも助川委員長のもとで慎重なる審議を行っていただくようお願いをいたしまして、私からの挨拶にかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長 続いて、市長よりご挨拶をお願いいたします。

市長 おはようございます。

委員各位には、市民の安心安全のためにご奮闘されており、ご苦労さまを申し上げたいと思います。

本日は会議事件として、市民アンケートについてということで説明の要請がありました。その結果については、既に皆様にお知らせしているところでございますけれども、再度説明をさせていただきます。

また、私の再稼働反対表明についてもNHKをはじめ多くのマスコミに報道されておりますし、既に広報11月号のコラムに掲載いたしました。改めて聞きたいということなのでお話をしたいと思います。

今後、皆様も再稼働の是非については、市民の皆様は議会として、また議員個人としての明確な意思表示をすることが求められることとなります。原子力の現状や課題をしっかりと認識し、市民に寄り添う適切な判断を下していただきたいと思っております。

以上、簡単ですが挨拶とします。

委員長 それでは、初めに、市民アンケートについてを議題といたします。

ただいま市長のほうからもお話がありましたけれども、先日、市長が東海第二発電所の

再稼働について反対の立場を表明されました。その中で、反対の理由の一つとして、市民アンケートの結果を挙げておりましたが、その内容について、防災課より説明を願います。
防災課長 防災課長の桧山でございます。外2名が出席しております。よろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

始める前に資料の確認をさせていただきます。

まず、防災課のほうからはA4、2枚でございます。まず一つが市民アンケートについてというA4、1枚、両面刷りのものでございます。もう一つが東海第二発電所の新規規制基準適合性審査等の結果に係る住民説明会の開催についてというA4、片面刷りのものでございます。もう一つ、これが原電からの資料でございますが、A4でとじ込みしてあるものでございます。

それで、この原電からの資料でございますが、これについては複製・開示禁止となっておりますので、他の方への配付、またコピー等をなさらぬようよろしくお願いいたします。

では、市民アンケートについてという資料をお出しいただきたいと思います。

まず、市民アンケートについて、1、調査目的でございます。

那珂市では、市が実施するさまざまな取り組みのうち、市民との協働の推進や子育て支援、その他身近な項目につきまして、毎年一、二月ごろに市民アンケート調査を実施しております。市民の意向や考え方などの現状把握に努めているところでございます。

そのような中で、東海第二発電所について、審査結果など条件が整えば、制度上再稼働が可能となるため、市民が再稼働に対してどのような意向を持っているかを市として把握するため、平成29年1月から2月にかけて実施したものでございます。

2の調査概要といたしましては、この東海第二発電所のアンケートを実施したときには全19項目の設問がありまして、その中の1項目の1つの質問として、「安心・安全なまちづくりについて」という項目の中で質問させていただきました。

実施期間ですが、先ほど申し上げましたように平成29年1月19日より2月13日の期間でございます。対象者は無作為による抽出者、20歳以上の市民2,000人に行いました。

回答状況につきましては983通ということなので、50%を若干切った、49.2%ということになっております。

下記の一覧、性別、年代、そしてその裏面をごらんいただきたいと思うんですが、地区別ということで、それぞれに回答率を挙げております。ご確認くださいと思います。

3の調査結果のほうに入っていきたいと思います。

まず、具体的な質問の内容でございます。質問は、「東海村に立地する日本原子力発電東海第二発電所は現在、国の新規規制基準に係る適合性の審査を申請しております。今後、原子力規制委員会から適合性が認められた場合、再稼働についてあなたはどのように思いますか。」というところで、5つの選択肢がございまして、「賛成」、「どちらかといえば賛成」、「どちらかといえば反対」、「反対」、「わからない」という5つの選択肢の中から選んで回

答いただいた結果でございます。

その中で「どちらかといえば反対」または「反対」というのを足しますと 64.8%という数字が出ております。約 65%の方が反対の意向を示しているというような、こういう結果が出ているということで、市長のほうは反対の 1 つの理由として掲げているのがこのアンケートということになります。

以上でございます。

委員長 続いて、東海第二発電所の再稼働反対表明について、市長よりご説明をお願いします。

市長 委員長、これ全部一気にやったほうがいいですか。全部通しでやりますからね、設問事項に基づいてね。

委員長 結構ですよ。

市長 それでは、この設問については、先ほども申し上げたように新聞やテレビにも大々的に取り上げられ、報道されているので、改めて申し上げることもないと思われるところであり、また、広報なか 11 月号の市長コラムにも掲載されているので、一読いただければわかるものですが、あえて改めて説明をしたいと思います。

まず、いきさつについては、10 月 22 日、共同通信社の取材を受けました。取材内容は、10 月 24 日に来庁する市民団体、原発いらない茨城アクション実行委員会のあらかじめいただいた質問の中にある再稼働の賛否に関してどう返答するんですかという内容の取材を受けました。その取材の場において、私は再稼働反対の意思表示を明確にしたい旨、取材に応じたことから、今回の報道となったところです。

まず 1 番目、反対の理由としては、先ほども事務方から説明がありましたけれども、平成 28 年度に実施した市民アンケートで約 65%の方が「反対」、「どちらかといえば反対」という回答を得ていたことであります。その市民の思いを現職の市長として、日本原子力発電や市民に明確に示すことが必要であると判断したからでございます。

それから 2 番目、日本は太平洋プレート、オホーツクプレート、ユーラシアプレート、フィリピン海プレートの 4 つのプレートの境目に位置しており、全世界の地震の約 1 割が我が国で発生していることにあわせて、津波や火山噴火などの自然災害の多い国であるということでもあります。したがって、揺れ動く我が国に原子力発電は不適格であると判断したからであり、また、東日本大震災と同等の余震が、発災後 10 年間は予測されているということから反対をしました。

それから、3 番目になりますけれども、現在我が国では使用済み核燃料の後始末ができない状況にあることであります。無害化には 10 万年という長い歳月を要することや、先ほど我が国の特性を申し上げましたが、10 万年を担保する安定した地層が皆無で、地層処分が不可能であること。稼働を続ければ、後始末ができない使用済み核燃料を増加させ、最悪で毒物のきわみである使用済み核燃料という負の遺産を子孫に押しつけることになり、無責任きわまる所業であると判断したからであります。

4 番目になります。東海第二原子力発電所は、当初予定していた稼働 40 年が過ぎました。東海第二発電所と同じタイプの沸騰水型の東北電力女川原子力発電所 1 号機、これは 52.4 万キロワットですが、稼働 34 年を経過し、安全性の向上対策を行う技術的制約が大きいことや老朽化などを理由に廃炉申請したこと。特に福島事故では、津波到来前に冷却水が異常に低下したことが報告されており、弱点とされること。それから、地震による配管の破断が今回の事故原因であるとする説もありました。したがって、東海第二原子力発電所の延長 20 年と再稼働については、格納容器、圧力容器ともに中性子のダメージにより現時点では安全基準に適合するとしても、あすにも亀裂、損傷が生じないことを保証されていないことや、配管の老朽化があれば、地震のときに津波をしのぐ大きな事故原因となることが大きな危惧となっているところであります。適合基準に合格したが、安全とは申し上げないと発言した委員長の言葉が耳を離れません。

5 番目になります。原発立地は過疎地が通例で、東海第二発電所は 30 キロ圏内に 96 万人が居住しており、突出して人口が多く、過酷事故があれば多くの人命が危険にさらされることになること。加えて距離数ばかりではなく、放射能を多く含むプルームの移動により、広範囲に汚染区域を拡大させ、首都圏が居住できない廃墟となり、日本国中枢機能が消滅することになるからと判断したからであります。

そして 6 番目になります。我が市の優良な耕作地も汚染や風評被害により莫大な被害が生じ、基幹産業である農業の危機が予見されることです。

7 番目、避難計画も 96 万人を逃げさせる完璧な避難計画は不可能に近く、また、その避難計画を評価するシステム、これでいいというシステムはできていないこと。避難計画が実証されなければ、原発の運転ができないことはアメリカの常識であるということです。

それから 8 番目、何より我々市長と言われる首長は、市民の命や安全を守ることが最大の任務となります。その職責を果たすには、危険要素の排除に全力を傾注しなければなりません。したがって、反対をしました。

最後になります。また、先ほども申し上げたように、私たちは子孫に今よりすばらしい環境を残さなければなりません。それが今ある大人としての義務だからでございます。今申し上げた理由で再稼働反対をしたところです。

それから 2 の 1 の質問になります。

この協定を締結するまで 7 年の時間を費やしました。東海村は村長の交代があったが、現職は先代の後継者と認識しております。我々の思いは、原発のリスクを共有する隣接自治体として、再稼働について物言える立場をそれぞれの自治体が持つことを目的としたところです。したがって、1 自治体でも反対すれば再稼働できないというのが私を含む首長の共通の認識だというふうに思っております。

それから、2 の 2 の設問になります。

この 2 の 2 の設問、ちょっとね、言葉の羅列だけでちょっと意味不明な部分もあるんで

すけれども、私なりに解釈すると、避難計画は今後も継続して実行可能なものにしていくのかということになるかと思えます。そうであるとすれば、現在も、より現実的な計画を事務方で策定中であり、というのが返答になります。私も間もなく市長の職責を離れますけれども、議員の皆さんは1年から2年後に再稼働について、議会としての判断をし、執行部や市民の皆さんにその態度を明確にしなければなりません。結果次第では、解職を含む直接請求も出てくると想定されます。何より皆さんが再稼働の是非について、総合的に研究・調査し、市民に寄り添い、市民が主役であることを認識し、責任ある判断を下すべきであることを僭越ながら申し上げて、回答とさせていただきます。

以上です。

委員長 二元代表制の観点から、私ども議会あるいは議員は、市民の皆さん方に私どもの考え、あるいはまた、市長が表明されたお言葉、ただいま説明いただきましたが、その経緯等を含めて説明する責任があるわけですので、この委員会におきまして、それを可能にする細部に関しまして、市民の皆さん方にお示しをするための本日の委員会にさせていただければというふうに思っております。

それでは、これより委員のほうからの質疑に入りたいと思います。

質疑ございますでしょうか。

富山委員 経緯の中に先ほど協定締結に7年かかって、市長は1自治体でも反対意見を持っておる、そしてそれは可能であるという市長のお考えですが、私は、ほかの自治体の首長とも同じ思いを連携してやっていくことというのは大事だとは思っています。その辺というのは、市長はほかの近隣自治体の首長と連携しながら、同じ思いでやっておるのかというのをちょっと。こういう反対について相談なんかは、ざっくばらんにお話ししているのかなというのは。

市長 首長というのは、それぞれ独立してやっているわけです。ですから、必ずしも一緒でなくてもいいわけですね。だから、この協定そのものについては、連携してやっていますけれども、それぞれの意見がありますから、それを言わなくちゃいけないですよ。まだ表明していないところもあるけれども、私はあと2カ月なりの任期なものですから、その任期中に市民から付託された65%の意思を明らかにするためにやったわけです。

だから、首長同士で相談するとかそういうことはしなくたっていいですよ。する必要はないですよ、独立しているんだから。よろしいですか。

委員長 ほかにございませんか。

議長 ちょっと市長、お聞きしますけれども、その協定というのは、独自に市長の考えは、それはわかりますけれども、じゃあ協定を結んだ意味、結局、首長同士が皆さん、今回の東海第二原発の再稼働についてもいろいろ協議をしている中で、どのような話をしてきているのかお聞きしたいと思います。

市長 どのような話というと。

議長 結局、この協定を結ぶのに首長の皆さんでいろいろ意見を出し合っていると思うんですね。ですから、やはり今回、海野市長が単独というか、考えとして再稼働反対という表明をしたと。でも、ほかの首長はまだそこまでの判断はしていませんよね。ですから、そういう面での話の流れというのはどのようにきていたのかなということをお聞きしたいと思います。

市長 今、富山委員からのお話にもお答えしましたがけれども、みんな独立しているんですよ。一緒に必要ないの。だから、自分の気持ちを言っているんですよ。ただ、その協定については連携していきましょと、一緒にスクラム組んで、日本原子力発電と話をしていましょと。

そもそも日本原子力発電はちょっとね、我々を何だと思っているんだというところはあると思いますよ。というのは、拒否権なんてないじゃないですか、言いすぎちゃったなんてね、あのテレビ報道を見て、みんな怒っていますよ。真剣に考えているんですよ、私らはね。本当に市民の安全のために思って、みんな動いているんですよ。権益とかそういうあれじゃないですよ。支持団体の中に原子力推進派がいるからというようなことは一切関係なく、市民を守る、市民の安全のために一生懸命みんなやっているんですよ。

だから、そういう指示を受けている方もいるんで、やっぱり慎重にならざるを得ないんだろうけれども、私がなぜ早く言ったかという、再稼働の意思はもともとあるんだろうけれども、まだ表明していないわけ。その表明していない中で言うことは自由なんですよ。だって、首長が物言わなくなったら、いわゆる市民を守るためのことというのはできないじゃないですか。市民を守るために私ら言っているんですよ。市民の大多数の意見ですから。65%という数字はすごいと思いますよ。これ1,000 ぐらいのサンプルだけれども、今、選挙でリサーチやっているけれども、あれなんか100 ぐらいで大体、趨勢というのはわかるんですよ。当選、落選のね。それと同じで、これ1万件やったって、2万件やったって、出てくる数字は多分ね、もっと今は上がっていると思います。この前の電話による調査だと、7割が反対だと言っていましたね、明確に。私が実施した平成28年というのは、あの事故からかなりたった後なんですよ。だから、冷静になっているときに実施したんです。それでも65%出ているんですよ。あの福島事故が起きたとき、あのとき、議員の皆さん、みんな反対だと言ったじゃないですか、反対だと言ったんですよ。

そういうのがあって、今、喉元過ぎれば熱さを忘れる、日本人の特性だ。だけれども、冷めた時点でやっても65%という数字が出てくるということは、これはやっぱり首長として、原電にも市民の皆さんにも反対ですよということを明確に言わないといけないと思う。それがね、責任ある首長の態度だと思いますよ。

そういう答えでよろしいでしょうか。

議長 今ですね、市長が今回表明した、でももっと、あと少し議論をしてからでもよかったんじゃないかと私は思うんですけれども。そこが今、なぜこの時期に公表というか、判断し

たのか、その点お聞きしたいと思います。

市長 議論するという今質問がありましたけれども、議論する余地というのがありますか。動かしたいんですか。動かしたいの。

議長 再稼働云々じゃなく、許認可が出たから云々じゃなく、もっと、市民にきちんと説明をいただいたりしてからでも判断はよかったのではないかと、私はそう思うんで、その点いかがですか。

市長 これはね、市民アンケートという、そこから出てくる数字を軽々しく考えちゃいけませんよ。市民の思いですよ、これ65%は。それをまたやれとか、こちらからお聞きする権利はないのかもしれないけれども、再稼働反対なのか賛成なのか、ちょっと明確にしていたら。

議長 ですから、やっぱりこの委員会もそうですし、議会もきちんとそういう面についてはもっと議論していくということをやっていくべきだと、私はそう思う。

市長 これは、それぞれにやればいいんです。議会は議会としての結論を下せばいいんですよ。議会内で東海第二発電所を動かすことが本当にいいことなのか、悪いことなのか、どうでもいいことなのか、それはわからない。市民の方の意見も聞いたらいいでしょう、行政側としては市民の側の意見を聞いているんですよ。65%の市民の方から反対だという声をいただいているんですよ。議会もそれを尊重するか、尊重しないのであれば、議会独自に調査する権利があるでしょう。それをやるのが議会の責任ですよ。こっちに振ってばかりいなくて、自分たちで判断しなくちゃいけないですよ、こういう重要なことは。

議長 ですから、議会としても、今後はきちんとこれについては、さらに市民と話をしたり、そういう協議をして判断をすべきだと、それは考えていますよ。

以上です。

委員長 ほかに。

花島委員 一言意見言いたいんですが、議長がおっしゃるのは、一見射っているように見えますけれども、全然的に射っていないと思いますね。3月に請願がありましたよね、陳情もあった。それをろくに議論をしないで、一旦は継続審査にし、その後不採択にしたわけですよ。どれだけ議論しましたか。だから、むしろ議論をさぼっているのは議会じゃないですかね。あのときだって、今後議会で議論しようと言っておきながら、そういう人は何人かいましたが、全然議論していないわけですよ。

何か、だからちょっと違うんじゃないかなと思いますね。議論するのは構いませんけれども……

委員長 花島委員、市長への質疑でお願いしたいと思うんですが。

花島委員 わかりますけれどもね、それは。だから、余り意味のない質問してもしようがない。

以上です。

委員長 ほかにございませんか。

じゃ、私から一言。

市長は、プレスに表明されたのは11月22日でしたね。それ以降、執行部のほうに、所管に対して、市長はこういう考えだから今後執行部のほうではこうしていつてもらいたいというような指示は何かされておられますか。

市長 執行部というのはどういう……

委員長 所管のほうへ、部下のほうへ。

市長 執行部ですか。執行部には話してありますよ。反対するという話は。

委員長 いや、具体的にどういった事業をこれから進めていきなさいよというようなことは、それのもとに。その反対をした……

市長 事業というのどういうことですか、ちょっと……

委員長 だから、今まで、反対を表明される前は、防災課に対しても避難計画とかそんなのはもう進めている段階ですよ。

市長 あれ、それは言ったんじゃない、答えでもう。

委員長 先ほどお話出ましたけれども……

市長 粛々と進めるように話してありますよ。

委員長 それも反対の1つに挙げられておられましたよね、プレスのほうには。その辺のところは。

市長 さっき言ったんじゃないかな。言っているよ、多分ね。96万人、これを高速道路が全部つながっている状態で、それからいわゆる除染をする箇所、いわゆる関所がなく、目的地の桜川市、それから筑西市に行くのであれば、1日もかかれば行けるかなという感じですけども、関所が2つできるんですよ。除染のね、スクリーニングというのかな。その場所があって、そこを通らないと行けないわけです。汚染されていけば、それを除染する作業をそこでやるわけです。物すごい時間がかかりますよ、2カ所しかないんですから。多分、笠間市内の2カ所という形になるでしょう。それを目的地に逃がすために。

それから、バスなんか全然当てにならないですからね。那珂市だけが放射能降ってきて大変だというんだったら、それはバスはある程度確保できるでしょう。30キロ圏、あるいはさっき話したプルーム、あれがばんばん落ちちゃって、汚染されちゃったら、もう広範囲に汚染区域が広がるわけです。ひょっとしたら、場合によってはね、あそこは110万キロワットですから、完全な過酷事故が起きて、プルームにいわゆる気体がいっぱいできちゃって、それで東京のほうまで行っちゃうとなると、首都圏の機能は完全になくなっちゃいますよ。

そういう意味で、完璧な避難計画はできないということです。複合もありますし、途中で橋が落ちちゃっている場合もある。大体地震で起きる可能性が強いでしょうから、地震プラス津波という形でね。そういう複合災害を考えたら、とても100%できないですよ。

言ったじゃないですか、さっき。いわゆる適合する、何ていうんだらうな。避難計画を

評価するシステム、これでいいですよというシステムはできていないんですよ。どこまでもハードルが上がっていきたくらうし、ある程度それができていれば、これでできました、完成ですと言えるかもわからないけれども、システムができていない。だから、適当につくっちゃって、やることだってできますよ、それは。でも、それは実用的じゃないでしょう。

だから、ご自分で考えてみてください。96万人ね。本当にスムーズに逃がす計画が立てられますかということです。私らもちろん考えています。事務方もね、本当にこれ無駄な作業なんです、全く無駄な。机上の空論をつくっているわけだから、実質的じゃないんだもん。だって、いわゆる適合するシステムもできていないんだから、どこまでつくっていいのかわからない。全然、国からも県からも、ここまでやりなさいという指示はないんですよ。無理でしょう。それが可能だとすれば……

委員長 可能とは言っていないでしょう、ちょっと待って。その避難策定事業に関しては今後、それは市長は進めていくべきであるという考えはそのとおりなんですよね。

市長 先ほどもね、ちょっと読み上げましたけれども、その中に入っています。肅々と今やっていますから、事務方でね。

委員長 わかりました。

それと、6市村の首長懇談会、これは定期的な開催はされていないようですけれども、これに関しては今後、首長懇談会に、任期中にそういう予定はありますか、今。

市長 これは、事務局をどこにするかということで、3月に締結をしたんですけれども、その後、押し問答が続いて、結局東海村で受けてもらうことになったんですけれども、東海村もね、スピード感がちょっと鈍いところがあります。私どもも、那珂市としてはなるべく早くやるように話をし、とりあえず秘密会と、もう一回正式の、全部オープンな会合を持ったわけです。やっぱり、出てくる人間が常務とかそういう、いわゆる最終決定権者じゃないんだよね。だから、最後にはやっぱり村松さんかな、あの人に来ていただいて、再稼働いつするの、再稼働するんですか、いつやるんですかということを知りたいと思っているんですけれども、なかなかいかない。私も任期が2月の初めぐらいまでしかないから、それまでに私も言いたいことを言いたいので、なるべく早く開いてもらうように、今、事務方に言ってあります。

委員長 じゃ、任期中に開いていただきたいという思いでおられるということですね。

市長 そういことです。

委員長 もう一つ、その6市村内の首長に同意をいただけるような、再稼働に対して反対を表明していただけるような思いで現在、海野市長はおられるということによろしいんですか。

市長 各市村でそれぞれ独立してノー、イエスを言える立場を我々は確認させてもらっているわけですよ。だから、どこでも1自治体が反対すれば動かないという認識で私らはいますよ。だから、この次、市長になる方に、よく市民の、何ていうんですか、意思を酌み取

っていただいて、市民の気持ちに沿う判断をしてもらいたいというふうに私は思っています。

委員長 1つの自治体よりもいくつかの自治体が、6市村あるわけですから、そういう表明をされ、仮に再稼働反対の自治体が多くなれば、より一層原電も考えを改めていただけることになると思いますので、その辺のご努力は市長のほうからもお願いしたいということで、していきたいということよろしいですか。

市長 任期中は死に物狂いでやりますから。

委員長 ほかにございませんか。

花島委員 今度は質問です。

いろんな報道等で聞いていますけれども、確認のためにお伺いしたいんです。6市村の中で、この新しい協定では、基本的に実質的な拒否権があるという認識は動かないということですよ。というのは、確かに協定書には拒否権という言葉は書いていないんですよ。だけれども、附帯の文書なんかで、実質的な承認ということが必要みたいなことも書いてあるので、その辺、6市村の間で揺るぎはないかと、賛成、反対かは別にしてですね。

市長 紳士協定に近いものになるんですけども、かなり縛りのある紳士協定だと思います。したがって、3月に締結したときの我々の思いは先方もわかっていると思いますので、もしこれをほごにするということであれば、原子力産業そのもの、この世界そのものが否定されることになると思います。今まで東電のあのひどい、今回の事故の対応を見ていると、いわゆる体質なんじゃないかなと、あの業界のですね、と思うところがたくさんあります。ですから、原電はちゃんとその紳士協定の履行、これをやってくれるものだとは思っています。

委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

(なし)

委員長 ほかになければ質疑を終結いたします。

暫時休憩をいたします。

休憩（午前10時38分）

再開（午前10時50分）

委員長 再開をいたします。

続きまして、日本原子力発電株式会社東海第二発電所の許認可内容についてを議題いたします。

まず初めに、今定例会におきまして、前委員長の小宅委員長が一身上の都合により議員辞職をいたしました後、私、助川則夫が委員長を仰せつかることになりましたので、まずもってよろしくお願いを申し上げたいと思います。

それでは、日本原子力発電株式会社が出席をされております。

今回、当初、議会におきまして原子力委員会開催の予定ございませんでしたが、皆様、委員各位の意向を酌みまして、急遽、日本原子力発電株式会社にご出席をお願いしたところでございますが、ご快諾をいただきまして、予定をお立てくださいましたことをまずもってお礼と感謝を申し上げます。

それでは、東海第二発電所の許認可内容について説明を求めます。出席者の紹介をされましてからご説明をお願いいたします。

地域共生部渉外グループマネジャー 日本原子力発電株式会社東海事業本部でございます。

本日は、ご説明の機会をいただき、ありがとうございます。私のほうから、日本原子力発電の対応者の紹介をさせていただきます。

日本原子力発電株式会社東海事業本部、常務執行役員、東海第二発電所長の江口でございます。

東海第二発電所長 発電所長の江口です。本日は丁寧な説明に心がけたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

地域共生部渉外グループマネジャー 続きまして、執行役員、地域共生部長の猪股でございます。

地域共生部長 地域共生部長の猪股でございます。いつもお世話になりまして、ありがとうございます。本日はよろしくお願いいたします。

地域共生部渉外グループマネジャー 続きまして、東海第二発電所保守室保守管理グループマネジャーの伊藤でございます。

保守室保守管理グループマネジャー 伊藤でございます。よろしくお願いいたします。

地域共生部渉外グループマネジャー 続きまして、東海第二発電所次長の金井田でございます。

東海第二発電所次長 金井田と申します。よろしくお願いいたします。

地域共生部渉外グループマネジャー 続きまして、東海第二発電所保守室保守総括リーダーの渡邊でございます。

保守室保守総括リーダー 渡邊と申します。よろしくお願いいたします。

地域共生部渉外グループマネジャー 続きまして、東海第二発電所渉外・報道マネジャーの靱山でございます。

渉外・報道マネジャー 靱山でございます。よろしくお願いいたします。

地域共生部渉外グループマネジャー 続きまして、地域共生部長代理の鳥越でございます。

地域共生部長代理 鳥越です。よろしくお願いいたします。

地域共生部渉外グループマネジャー 最後になりますが、私、地域共生部渉外グループマネジャーの矢沢でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、お手元でございます資料に基づきまして、発電所長の江口より順次ご説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

東海第二発電所長 発電所長の江口です。私のほうからご説明をさせていただきます。

資料のほうですけれども、私どもの資料は資料の1から資料の4ということで、4部構成です。それぞれの資料に、例えばめくっていただきますと、資料1の右下に(1)と番号を打っております。これが通し番号で、資料4の最後、(8)まで続いております。

では、早速資料のほうのご説明に入っていきます。

まず資料1ですけれども、これは、これから説明します3つの許認可の工程と申しますか、私どもがどういうことをやってきたということを工程表に書いております。具体的には、どういうものを行ったかということで、この資料の上に書いてある①、②、③、表中にも同じような番号で①、②、③というふうなものです。具体的には原子炉設置変更許可、工事計画認可、運転期間延長認可と呼ばれているものです。言葉だけではどういうものかというのがわかりにくいと思いますので、注釈で右下に米印1、2、3というふうなどういふものかというのを説明しております。

基本的に米印の1、2は、①、②に相当するんですけれども、こちらは安全対策にかかわる、例えば米印1ですと、この文言の最後に書いています基本的な事項、こういうものを審査する資料です。米印の2は、それを受けまして、今度は詳細を説明する、そういうものです。米印の3は、じゃ何かというと、これはちょっと安全対策のウエートが違いますけれども同じように新規制基準の中で設備の健全性評価と申します、これは劣化状況評価ですね。従来ですと高経年化評価というような言葉を使っていたと思います。そういうものを評価するものです。

それぞれの申請につきましては、表に書いておりますように、私ども、新規制基準ができた、その約1年たたないときに、平成26年5月20日に①の原子炉設置変更許可と工事計画認可、これを同時に申請しています。その後、大体4年半の審査を経て、設置変更許可のほうは9月26日許可、工事計画は10月18日認可、運転期間延長認可は、これは同じ法律なんですけれども、申請が40年を迎える1年、あるいはその1年半ですか、1年3カ月とか、そういうタイミングでやっておりますので、平成29年11月24日に申請しています。許可を得ましたのが今年の11月7日と、こういうようなところで進んでおります。

中身につきましては、今回は一つ一つの中身ではなく、この帯線の中に一体どのくらい議論をしたのかというところをこの資料に書いています。例えば設置変更許可だと、審査会合が97回と、こういう感じで進められているというところなんです。それに伴って、帯線の上に三角印でそれぞれ意見が出たことをしっかり反映してきたというような状況でございます。

では、資料の2からさらに概要の詳細に入ります。めくってください。資料の2です。

資料の2では、まず原子炉設置変更許可、これの概要を説明します。

この後説明します資料ですけれども、私ども、いわゆる審査とか許認可で議論されたことをこの表にしっかり書き込んでおります。ただ一つ、福島の時を受けてどう変わったかというのが少しこの資料の中では表現が見にくいところがあります。こういうものは、

今後きちっと反映して、地域の皆様に説明するときには丁寧にやるということを今心がけようとしております。

では、きょうはこの資料を使いまして、そういうところも少し触れながら、説明ができればというふうに思っております。

まず最初に、左側に経緯というのを書いております。この経緯の中で、日付がありまして、二重丸で書いているところで、先ほどの工程の中で説明しておりませんでした内容は、平成30年7月4日に一応、審査書案が取りまとめられて、パブリックコメントというのをやっております。

あと、その次に審査会合ということで、先ほど審査会合の回数は説明いたしましたけれども、現地調査というものも受けております。これは3つの許可それぞれがそれぞれの考え方で現地調査というのがあります。これは規制委員の方が来られて、実際に発電所を見てもらうというものです。設置変更許可の1回目、これは今、規制委員長になっています福田委員が、当時、委員ですけれども来られて、現地調査を受けたというところです。総じてそういうときに委員の方から言われるのは、やはり現場を見るというのが一番で、現場を見ることによって、その後の審査とか加速できると、加速といいますか、しっかり確認できるというようなお話をいただいております、私どもはそういう対応をしてきたというところでございます。

次に、3の当初申請からの主な変更点というところがあります。これは次の①から続くものの中で説明ができると思いますので、具体的に次の右側の①から説明します。これは次のページにも続きます。⑦まであります。

①、②、①は地震で②が津波です。これはまさに福島事故を受けまして、我々がその知見をしっかりと取り入れたというようなものであるというふうに認識しております。

地震につきましては、冒頭の丸に書いていますように、当初申請したときには基準地震動、いわゆる地震を起こす想定のを3波と言います。波で捉えますので、そういう言い方をしておりますけれども、それが3波ありました。審査の中でそれが8波までふえているという話です。

当初申請しましたのは、その下にカラーで言葉を塗っております、この1のプレート間地震とかいろいろ書いています。このプレート間地震でまず1波、当初の901ガルというやつがそうですね。その次に2の内陸地殻内地震ということで、これは断層ですね。いわゆる今我々がわかっている断層で評価するもの。その下が海洋プレート内地震、4が震源を特定して策定する応答スペクトル。これはちょっとわかりにくいんですけども、過去の我々の経験から、いわゆる地震動を設定しているというものです。この1波です。それと、5の2004年の北海道留萌支庁南部地震ですね、これらがあります。

1の、ちょっとわかりづらい説明になっちゃうんですけども、1の1つと2の1つと、4の1つが最初3波。それを審査の中でいろいろ議論をいただいて、さらに5波だという

ようなところでは。

その加わった内容を1つ説明します。これはプレート間地震ということで、福島のとくに、三陸沖から福島沖にかけてプレート間の地震が発生しています。このときの教訓としては、ここに書いてある震度の大きさ、マグニチュード9というのもさることながら、そのようなものが1カ所じゃなくて複数箇所から起きたというようなところがそのときの知見だと我々は認識しています。ということで、この表の右側に図がありますように、我々も長い距離といいますか、実はこの緑の四角で、別紙になっていますけれども、白く切っていますが、この長さが全長で500キロメートル、幅で200キロメートルと、そういうところを地震の想定される領域というふうに設定しています。

さらにその中で強い地震をどうやって入力するかというのがこのグレーで塗っているところです。これはプレート間地震の中で強い地震が発生する領域、基本ケースということで、ここを強く揺すってどういうふうな地震が伝わるかというのを評価します。

1ポツの米印で書いていますように、901ガルから1,009ガルにふえています。それは何かというと、今まさにグレーの領域、これを発電所にどんどん近づけるとか、あるいはその力自身も大きくしましょうというところの両方を加味しています。これは不確かさということで、いろいろな場でそういうような言葉が出ていますように、そういうことを足し合わせてでも最高の波をきちっと評価するというところがこのポイントかというふうに思っています。

あとは2ポツの、これは断層のやつもですね、これもいろんな断層をくっつけるといいますか、長くして評価するとか、そういうところでふえております。

最後に5ポツの留萌ですね。これはまさに震源を特定しないというところに入ってきたものです。

これらをもとに基本設計が決まりました。

次、津波の対応でご説明いたします。

津波も先ほどの地震と同じように、太平洋プレートといいますかプレート間の地震によって発生したものと思っています。このときの教訓は、敷地前面に、福島第一ですけれども、15メートルぐらいであるというふうに認識しております。

ということで、これは我々の敷地に来る津波についてもいろんなケーススタディをしています。プレート間地震の、東海第二で高くなるようなものということで、千葉の房総沖であったり、あるいは東北太平洋であったりというようなケーススタディをしてきました。その中で一番高いものを選定しています。それがポツの2つ目に書いておりますように、これ防潮堤の前面という言い方をしていますけれども、実際には14メートルぐらいの津波で、津波は防潮堤を今後つくろうと考えておりますけれども、その防潮堤に当たると、エネルギーで上に上がってきます。ということで、17.1メートルになるということの評価をしまして、前面で20メートルという防潮堤をつくろうとしています。

それと、側面で18メートルということで、これは津波の遡上解析なるものをやりまして、どの位置でどういう高さになるということをつくっております。

ちなみに防潮堤の設置イメージ図が左下にありますように、この黄色で塗ったのが今、私が言いました防潮堤です。真ん中に発電所があります。これを囲むようにということですが、全面が防潮堤ではないというのがおわかりになると思います。これは当社の敷地の特徴といたしまして、今、防潮堤がないところ、これは標高が20メートルを超える高いもので、久慈川、あるいは太平洋に沿って下がっていきますので、そういうところを考慮して、先ほど言いました解析をしまして、回り込みを考えまして、ここまでつくれば、これは敷地内に入らないというふうなものでございます。

次に、もう一つ大きな論点がありました。それは丸の3つ目に書いていますように、防潮堤の構造を変更しています。先ほど言いました側面ですね。こういうところとか、あるいは前面もいくつか入ると思いますけれども、セメント固化盛土というものを考えていました。これはちょっとイメージ図にはないんですけども、台形のものでセメントを混ぜたものを盛るといような構造です。これは一般的にいろんなところでもしっかり使われているというところで、これ自体を使うことに強度等は問題ないというふうに我々は考えて当初申請しました。

ただ、議論の中で1つあったのは、液状化という話が実は出ていまして、その液状化で、仮にこのセメント固化盛土をつくって地震が来て液状化すると、それが本当にまた使えるのかというようなところが不確定要素があるよねということで、私どもが採用したのは、ここに書いています鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁と言っておりますように、くいを下の岩盤と言われるところまで通します。それをベースにコンクリートの壁をつくるというような、この右にまさに書いてあるようなものでございます。

そのほかにもどんなことを検討しているかというのが丸の4つ目になりまして、これは津波によって防潮堤の前面とかで、いわゆる敷地といいますか、土といいますか、砂といいますか、そういうものが削れていくよねということもあって、そこから浸水するんじゃないというような話もありまして、そういうところの地盤改良もしっかりやるというところを議論しています。

次、めくっていただきまして、③です。③から、多少、福島の見見等をお話ししてきましたけれども、我々の特に固有な内容に入っていくというふうに認識しています。

まず最初に内部火災ということで、(非難燃ケーブル) というふうに書いております。火災についての安全って何ということ、そのガイドに基づくと、まず最初に火災が発生しにくいものである。あるいは発生したとしてもそれが燃え広がらない。3つ目がそれらを検知できる。検知できて消火すると、これが基本になっています。

この中で、今、最初に言いました燃えにくい、あるいは燃え広がらないというところがこのケーブルというところで議論になっています。私どもの建設したときのプラントでは、

非難燃ケーブルというのを実は使用しています。その後、後続のプラントは難燃ケーブルというものを使用しております。ということで、難燃ケーブルに比べると、それは燃えやすいよねと、燃え広がりやすいよねというのがこの論点です。

当初、建設のときにも実施しておりますように、燃え広がらないような、実はこの防火塗料という言い方をしていますけれども、そういうものを塗ることによって、それが燃え広がらないというような技術があります。それをこの東海第二では採用しようという話をしています。

ただ、審査の中で、やはり原則難燃ケーブルに取りかえる、これは前提だということで、我々は安全系のケーブルの約5割弱ですね、これを難燃ケーブルに取りかえますというふうにしました。

もう一つ、難燃ケーブルに全部取りかえればいいというような議論もしています。そのときに、ケーブルを全て取りかえると、2つのことを考えました。1つは、それを全部取りかえるときに、今でも必要な安全機能がありますけれども、それが一時、全てがなくなるとというのが1つと、じゃ、あらかじめつくっておいて、そういうのに乗せかえればいいというような議論もありましたけれども、それをやると今度は、このケーブルが通っているところに壁とかいろんな貫通がございまして、その建屋自体の強度とかですね、そういうことも考慮して、今言いましたような取りかえる範囲と、じゃ、取りかえできないものはきちっと施工管理をできるという、この防火シートということで応用しています。この中に先ほど言いました消火とか検知とかいう機能が入ってくるということです。

4つ目です。これは自然現象への対応ということで、もともとの設置許可自身もこういうものは想定していますけれども、今回は先ほど言いました地震、津波以外にもいろんな自然現象がありますので、そこもきちんと議論したというものです。ここにありますように竜巻、火山、あるいは外部火災といったものの数字が途中議論の中で変更して、こういうものになったというものです。

⑤です。格納容器の破損防止の対応ということで、代替循環冷却系ということで、ちょっと言葉だけではわかりにくいので、絵で説明しますと、中ほどに原子炉の断面といいますか、圧力容器があつて、格納容器があるというような構造を示しています。

もともと格納容器の破損防止が目的でつくっておきまして、格納容器の破損防止は今の現設計でも、ここの真ん中にポンプとか熱交換器とか、線は配管ですけれども、こういうものを書いていますように、残留熱除去系というものが既設でもあります。これがいわゆる今言いました格納容器の破損を防止する装置です。これが使えなかった場合にどうするのかということで、さらに追加したのがこの青の代替循環冷却ポンプということで、これを使って、今言いました黒の部分が使えなくても使えるようにするというようなものです。

もう一つ、議論の中で、実はこの緑のところも緊急用海水ポンプということで、これ新設ということで入っています。冷却ですので、当然冷却系は海水からとるということで、

こちらに緊急用の海水ポンプがあります。これは、後ほど少し越波する話、防潮堤を越えてくる津波の話をしてますが、そのときに、やはり当初我々は可搬型のを高い位置に置いて、寄りついて海水系で冷やしようと考えましたけれども、そういうものが使えないということも考えて、常設でということで、こういう緊急用海水ポンプというものをつくっております。

もう一つは、議論の中で変更になったのは、代替循環冷却系、これ今、絵でわかりますように2系統あります。当初は1系統ということで、さらにこれを2系統にしました。これは黄色の丸で書いていますけれども、やはり格納容器のフィルタベントというのが横にありますように、格納容器圧力逃がし装置、これの開扉を極力おくらせるということで、立ち行かしているものでございます。

次、⑥格納容器の破損防止への対応です。

ペDESTALの防護ということで、ここの断面にありますように、左側の絵ですね。原子炉压力容器の下にコンクリートの台座があります。これをペDESTALと呼んでいます。福島島の事故みたいに炉心溶融が起きますと、この原子炉压力容器破損して燃料が溶け出して下に流れていくと。さらにそれが格納容器の全体を覆っているものに影響を与えて格納容器が損傷するということが起きないようにということで、炉心損傷したものをこのペDESTALというところで受けるというような構造のものです。それが右のほうに詳細が入っています。今回、東海第二から採用しますこのコリウムシールドと言って、耐浸食性の高いものがあります。ジルコニア製ですね。これをまずきちっと、受け皿といいますか、そういうものにするというのが1つ。

もう一つが丸の2つ目に書いていますように今度は冷やす。当然、上から熱いものが流れてきます。それを冷やすというのがすごく大事です。それを冷却するための水をためますという話です。

ただ、水も余りためますと、水の量とかによりまして水蒸気爆発という可能性もあります。そのいわゆるさじかげんといいますか、どこがいいかというのを評価して、この水位1メートルというものに設定しています。

⑦です。これは最後になりますけれども、この絵にありますように防潮堤を越える津波からの防護ということで、この絵の右側が防潮堤です。先ほど言いましたように前面で20メートルという高さです。これを越える津波につきましては、いわゆるちょっと難しい言い方になります。確率論的な評価で津波の高さというのは高くすることができます。それはもっともつとまれにあるよねというところになると、当然高くなっていくと、そういう理解です。

実際に東海第二の場合には、防潮堤の20メートルを越えて24メートルというものを考えています。それが来たときに、敷地内に、左側がずっと敷地内ですけれども、原子炉建屋とかあるところの津波の浸水の深さが1メートルとかになります。ここを守ると、まず。

ということで、原子炉建屋、あるいはその左側に常設代替高圧電源装置置場とありますけれども、こういう赤く塗っているところがあります。こういうところに水が入らないようにすると、流れてきたものは、その下にある重要な設備を守るというのが1つです。

もう一つは、浸水する量よりも高いところに常設の電源装置であったり、あるいは淡水槽を置くと。いわゆる電源と水をしっかりつけますというのがこの考えでございます。

次、資料4ページに移ります。

こちらから今度は工事計画の話になります。これまで私ども基本設計のところの設置許可とかいろいろなところでご説明はさし上げておりますけれども、工事計画自体はなかなか今まで説明しておりませんので、どういうものかというものを含めてご説明いたします。

まず最初に、経緯のところにおきまして、一体工事許可認可でどのくらいの物量になるのかというと、ちょっと写真をつけています。ということで、全4万5,000ページにわたるような、この全部がそうです。こういう資料をつくって工事計画認可ということで認可がおります。

じゃ、どういうことを工事計画認可では議論されるかということ、先ほど言いました詳細設計という話をしました。ということで、この2ボツのこれも、先ほど設置許可を受けた詳細設計の1つです。これはどんなことをやっているかということ、実は先ほどの防潮のときに、きちっと20メートルの高さの防潮壁をつくりますというところの、この構造とか、あるいはいろいろなところがそれが実現性があるかという詳細のものをやったものです。左下が構造で、右はその試験です。試験をやっています。

具体的にはここで何をやったかということ、左下にありますように取水路、止水機構というこの機構のことを実は説明しています。何でこれが必要かということ、実は先ほど言いました海水を使っていろいろ冷却しますので、取水路というのがありますので、ここを塞ぐわけにはいきませんので、その上にこの防護壁が乗るようなイメージです。そうすると、この取水路があるところと防護壁が相対とといいますか、それぞれ異なる動きをするので、ここにすき間ができるというところがあります。そのすき間を塞ぐのがこの止水機構というものです。これはスライドとか、あるいはゴムを使って、そういうもので柔軟性を持たせるんですけども、それが実際にもつのかという試験をやったのがこの右下の試験です。これで問題ないということは確認できています。

こういうところをやるのが工事計画認可の概要でして、具体的には3のところにもう少し説明しています。

それは何かということ、まず①で、工事計画認可では詳細設計と言いますように設備の仕様、これがどんなポンプでどのくらいの容量とか、あるいはどんな熱交換器だということ、こういう資料が書かれます。ここが担保されることになります。

②に書いていますのは、じゃ、その仕様だけじゃなくて、技術的なところはというと、ここに書いています耐津波、耐震、あと外部事象、機器自

体の強度、こういうものが工事計画認可の中で議論されます。

これら全てを加味したような形で、先ほどの4万5,000ページというようなものの申請になります。

もう一つ大事な、実は工事計画認可の中では要素があります。これが③です。これは何かというと、品質保証という言い方、設計と業務と書いていますけれども、物をつくるに当たって、きちっとそういうものができるよというところを担保する必要があります。我々はそれを担保するのに品質保証という、我々の活動の中でそれを担保していきます。どういう手順を使って、どういう検査をして、どういうふうに物をつくるということを確認しています。それが工事計画認可にはつきます。

この工事計画認可にそれがつくということで、この後、物をつくっていくときに、そのとおりにできるよねというような、今度は使用前検査という新しい、きょうの説明の中にはないんですけども、そういうものがこのとおりにできているところで確認していくということで、こういう書類もついているというものです。

次、資料の4になります。これはまた説明が変わります。

ここで説明しているのは、運転期間延長認可の概要です。申請の経緯とか審査の実績は置きまして、その右上、3分の1と書いています。これが運転期間延長認可のどういうことをやっているかというところです。

この絵にありますように、左側にあります劣化状況評価というのをやるのが一番のこの申請の目的です。

劣化状況評価というのは何かというと、いわゆる発電所を運転する中でいろんな劣化モードがあります。それを把握した上で、実際の機器がどうあるのかというのを正しく評価しますというのがこの劣化状況評価というものでございます。

劣化状況評価に入れるデータといいますか、評価の中の項目としましては、その右側に書いていますように、通常いわゆる我々が保守点検等いろいろやっていますが、そういうときの点検結果、これが1つあります。通常の高経年化技術評価という言い方をしています。それと、圧力容器につきましては、監視試験片で、圧力容器の照射データを見ております。それも入ってきます。

次の丸にありますように、新規基準も安全対策でいろいろ掲げておりますので、これの設備を今回の評価には追加しました。

もう一つ、特別点検というのがいろんなところで話をしておりますけれども、特別点検というのが入りました。特別点検は次の資料に範囲等示しておりますけれども、これは今までのいわゆる点検でやっていないということじゃなくて、今までやってきた点検の範囲を広げる、あるいは点検のやり方をもう少し違う方法でやると。そういう代物でございませぬ。これも実施しております。

それを実施した結果で、我々が運転60年の想定したときに必要な保守管理というものを

定めます。この保守管理というのは、後ほど資料のほうで説明しますが、そういうものをきちんと定めて、それを我々は保安規定という、この運用の話になりますが、そこからできちっとそれを、保守管理方針を保安規定の一部として必ずやっていくというようなもので対応しています。

次、(7)です。左下です。これが特別点検の実施結果です。

下に原子炉圧力容器と、あと格納容器とか建物全体の絵がありますけれども、ここで赤く塗ったところが今回の点検範囲です。原子炉圧力容器ですと、この①から⑤と書いているようなところがやっています。先ほど言いましたように①ですと、これは炉心領域の話で、中性子照射脆化ということで、UT検査とありますが、これは範囲を全範囲に広げたというようなことです。

給水ノズルコーナー一部、次の2つは疲労を見るんですけども、これは、ここに渦電流探傷試験ということで、今まで目視で見たものでなくて、もっと定量的に見れる方法。こういうところでそれを追加してあるというところがこの全体でございます。

一部、きょうお話ししたいのは、原子力圧力容器の中で容器の両側に追加点検箇所というのがあります。その下に①母材及び溶接部（炉心領域）ということで、実は炉心領域のところをUT検査をやるということで、我々は使っている燃料の有効長さですね、これに沿ってやりますということで計画してやっておりましたけれども、私どもの当初の管理の不備がありまして、一部、燃料有効範囲の上部ですね、これが青く塗ったところが足りなかったということで、これは追加点検をやっています。

当初管理につきましても、我々の中できちっと是正を今とっているというところで、基本は正しいデータに基づく正しい根拠のものに従ってやるというところを原則に今徹底しております。

ただ、この足りなかった部分のところがよく質問があって、大丈夫なのということがありますがけれども、炉心領域の燃料領域ですと、中性子が高いのはこの赤く塗ったところのほぼ真ん中、中央ぐらいから高くなって両サイドが少し落ちるといったようなイメージなので、そういう意味では最初にやった点検も安全なところはしっかり見たというふうに思っております。

最後、8ページです。これが長期保守管理の方針の概要ということで、評価の流れ等は、ここに書いてありますとおりです。あと、劣化状況の評価ということで、(1)の①から⑥に書いてありますように、こういうところをきちっと評価していますということで、実は表中に米印があります。低サイクル疲労割れ、括弧米印。この米印がついたものがその下の保守管理に関する方針ということで、残ったものです。

ここで残ったのは、3ポツの(1)にありますように監視試験で、これは継続してやりますと。②、③は、これは設計上のいろんなサイクルの回数を数えているんですが、これが実際の運転と合っているかどうかというのをしっかり確認するというようなことを書き

ています。

ケーブルにつきましては、これは評価期間内に取りかえるということで、ここに書いてあるようなケーブルを通常の運転の劣化状況では当然劣化も余りないので、取りかえる必要もないんですけれども、劣化した状況の中で、いわゆる事故と言っていますけれども、そういうものを想定したときに、それでもつかどうかというような厳しい評価をしておりますので、そのサイクルできちんと評価したもので評価して管理していくというようなものでございます。

ちょっと早口になりましたけれども、説明のほうは以上でございます。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

中崎委員 うちの市長は再稼働反対の意見というか表明をいたしました。今、聞いていますと、いろんな、防潮堤あるいはケーブル、その工事をする。さらに40年のあれを20年延長すると。これはあくまでも再稼働に向けての工事ですよ。違いますか。

地域共生部長 地域共生部長の猪股でございます。

今、私どもが実施している段階についてご説明を申し上げます。

これまで、今ご説明を申し上げました設置変更許可から運転期間延長認可に至る審査ということで、これまではその審査をしていただいたわけでございますけれども、その3つの許認可を今回いただいたということでございます。

そして、今現在何をしているかということにつきましては、これらの許認可いただきました内容については全てこれは安全対策として我々必要なものというふうに理解をしております。それを今どういうぐあいに、今度は具体的な内容について対応していくかというところを今検討しているような状況でございます。

したがって、今後の方向性について最終的なところまではまだ至ってございません。

中崎委員 今そういうふうに言われましたけれども、これだけの莫大な費用とあれをかけて、20年もさらに延長をするということは、動かすと、再稼働するといった、何ていうんですかね、会社の最終目的があつてのことだと思えます。その辺をはっきり言えないということで私どもは理解してよろしいのでしょうか。

地域共生部長 猪股でございます。

まさに運転期間延長認可につきましても、これはまさに新規制基準に適合するかどうかの審査の一環というか一連のものというふうに考えてございまして、その観点から申請をさせていただいたということでございます。

そして、東海第二の今後につきましては、まさにまだ経営としての判断がついていない状況でございまして、ここで私のほうからのご説明というのは、今申し上げるところは、今検討している最中というところでございます。

中崎委員 海野市長は、皆さんの説明の前に九つか十くらいの項目を挙げまして、再稼働に反対ということで、那珂市の市民アンケート、約 65%が反対していると、これは多少誤差があると思いますけれども。それから津波、火山、大地震。それから使用済み核燃料の問題、40 年の耐用年数を過ぎている、さらに 20 年のあれと。それから 30 キロ圏内に 96 万人の人口が住んでいるということで、そのほかいろいろありますけれども、公式に発表をいたしました。

我々といましては、慎重なる審議をしていきたいということで市長ともお話ししたんですけれども。なかなか原電が再稼働に向けての工事ですよと言ってくれない限りは、え、どうなんだろうねと。これだけのお金をかけて、ただあそこにある使用済み核燃料、あるいは今も温かい核燃料が、使用済みのあれがあるからそれを守るためにあれだけの防潮堤をつくるのかと言われても、ああそうですかというわけにはなかなかいかないんで。市民に説明できるようなお答えが欲しいと。

それから、皆さんがこれから各市町村で説明するときに、どういったふうに説明していくのかなと、そういうふうに思うんですけれども。その辺は。

地域共生部長 猪股でございます。

今、委員おっしゃられましたことにつきましては、今般、3つの許認可をいただいたということでございまして、去る 11 月 9 日には原子力所在地域首長懇談会が開催されまして、その場で私どもから、きょうもご説明を申し上げました許認可の内容につきまして、ご説明を申し上げてございます。その際に、今後の安全対策工事の話等も出てまいりまして、当社としてのスタンスであるとかそういった部分に関するご質問等も頂戴したり、またご意見もあった次第でございまして。

私どもとしましては、先ほども申しましたとおり、既に安全対策工事としましては一部取りかかっているところもございまして、きょうご説明しました内容につきましても、これらを安全性の向上対策に反映していく工事、これはまさに発電所の安全性を向上させるための非常に重要なものということだというふうに考えてございます。

ただ、今般の一連の許認可の内容を反映してさらにこの安全性を一層向上するというのは重要なことではございますが、今般また首長さん方からもご要請をいただいている中でございまして、今後の会社としての方針等、つきましては会社としての決定が出てきたところで、きちっとご説明をするということが必要なことというふうに認識しております。

委員長 よろしいですか。

ほかに。

花島委員 いくつも聞きたいことがあります。

まず、当初建設の段階で一体何年動かすつもりだったんですか。それで、多分 30 年とか 40 年とか、そういう数字だと思うんです。その期間はもうとうに過ぎているわけで、その状態で経営としての収支というのは一体どういうことなんですか。つまり当初の予定どお

りで、例えば30年なり40年なりが経過して収支がとれているんだったら、別に運転にこだわる必要全くないわけですよ、経営の差引勘定からいえば。その辺、どこでも聞いたことがないんで、まずお伺いしたいです。

地域共生部長 猪股でございます。

まさに東海第二の今後の運転についての方針をまだ決めたわけでもございません。また、それらを決めていく中におきましては、当然ながら今後の必要な対策工事等も関連しまして、会社としての収支についても検討していく中で、そういったことを考えていくということでございます。

花島委員 聞いたことの答えになっていないですよ。今後のことを聞いているんじゃないで、今までどうだったんですかと聞いているんですよ。

東海第二発電所長 年数の話がありましたので、私のほうから少し話します。

私どもが今回新規制でまた許認可が変更になっています。その前の許認可について、いわゆる耐用年数といいますか、そういうものを記載したものはありません。許可上の話です。唯一40年というのが実は記載があります。これは、先ほども劣化状況の中で説明した、いわゆる監視試験片等で今後見ていく照射量ですね、これが推定で記載されています。実際に40年推定時で照射量がこのぐらいになるというところに年数は記載されています。

それは、私の認識としましては、設計上にそういうものを想定して設計しているということで、耐用年数等がそのときから何年というのはきちんと決めていない、決められていないものだというふうに私は認識しています。

花島委員 私の聞いたかったのはそれじゃないんですよ。要するに、つくるときにこれは何年動かすという想定をしますよね。技術上に何年もつかどうかということじゃなくて。それで、40年たって収支はどうなんですかと聞いているんですよ。要するにいくらかかっているかもうかったのかですよ、単純にいえば。

地域共生部長 すみません、個別の収支について今データを持っておりませんので、今お答えすることができません。

花島委員 わからないというんならしょうがないんですが、一応の計画を立てて事業をやって、それでほぼ予定の年数に近い年数動かして、それで収支がちゃんととれているんだったら、別にその一連の仕事としては完結しているわけですよ、とりあえずはね。だから、それがそうであるかないかというのは経営にとって非常に大事なことだと思うんですけども、それが聞けなかったのは非常に残念です。

ほかのことを聞きます。

説明の中で何点かありました、福島教訓という言葉がありました。例えば地震について、福島教訓というのは一体何なのかというのは、私の認識とそちらの日本原電の認識がまるっきり違うんですが、そもそも福島事故が起きる前に日本原電の地震の想定というのはどのくらいだったんですか。大体の概略をお願いします。

東海第二発電所次長 発電所の金井田と申します。お答えします。

こちらの資料の2ページの上部のところに地震動評価がございますけれども、この指標で対応してお答えするのであれば、数値としては600ガルというのが福島第一原子力発電所以前の想定した地震動の最大値の大きさという形で、その値と1,009ガルを対比していただければ、その前後というところについての指標としては、目安としてはわかると思います。

以上でございます。

花島委員 数値はそうですが、じゃあなぜこの違いが出たということが教訓でしょう。600ガルは間違いで1,009ガルだと、今度、1,009ガルが正しいんだというんだったら、要するにどこかの数字を見間違えたとかそういう話なんですか。違うと思いますよね。何かの考え方の違いとかがあったはずですよ。それを聞きたいんです。

東海第二発電所次長 発電所の金井田と申します。

先ほど江口からもご説明さし上げましたけれども、1つの大きな理由としましては、先ほどの2ページの緑の枠のところをごらんいただきたいんですけれども。福島第一原子力発電所の事故が津波で起きたわけですが、それを誘発させた東北地方太平洋沖地震、この波源をまずは考えます。これを考慮に入れた上で、その大きさを非常に大きくなるような取り扱いをしています。それがその文書に書いてあります不確かさとして考えられ得るような要素というものを厳しいものをそれぞれ重ね合わせて考慮する。すなわちこの2011年の地震のような地震が再度起こるんだけれども、それがより極端に大きくなるような地震をこの東海第二発電所の領域近くで起こすような、そういった想定をしたということが福島事故の反映を踏まえて、地震動の設定に対して我々が行った方策でございます。

以上でございます。

花島委員 それは話を聞いてわかるんですよ。じゃあ、前は何でそういう大きな想定していなかったのかというのがわからないわけですよ。というのは、もともと原発をつくるに当たって地震動を想定しますよね。それをもうほとんど起こらないことを想定して、それ以上のことは起きないからというふうにして進めていたはずですよ。それが超えているわけですよ。しかも、600ガルが1,009ガルというのはちょっとの違いじゃないですよ。それって一体何なのかということなんですよ。だから、想定範囲が福島の経験を経て広がったというんだったら、結局、前と変わらないじゃないですか。結果としてこういうのが起きちゃったから広げるんです。何かバナナのたたき売りみたいに、あれとは逆ですけども、数字が安くなるのよね。このくらいでだめだからもうちょっとふやします、本当はそうじゃいけないはずなんだと私は思っているんですよ。

要は、地下深くのことがわかっていないということでしょう、いろんなことが。例えばどこにどのくらいのひずみがたまっているか、あるいはたまり得るのか。それがどのように放出されるのか。それをわかっていないのに適当な想定して、適当というのは言い方が

ちょっとおかしいですけれども、何かある程度の想定をしてやるわけだが。要するに大き目と言っているけれども、僕からしてみれば根源がわかっていないんだから、もし大き目に想定するんだったら、こんな程度じゃ全然だめだと私は思うんですよね。その点どういうふうにお考えですか。

東海第二発電所次長 一般論になりますが、全ての科学技術については無謬性を求めるということとはできないと思っていますので、我々が持っている知見、あるいは科学技術、手法に基づいて推定、評価を行って、それに基づいた対策を行うというのが一般的な手法かと思っています。

今回、東北地方太平洋沖地震の地震が発生した。それに基づいて、では、東海第二発電所に向けて地震を設定する際にさまざまな不確かさ、もしくはそういった波源について厳しめの取り扱いをすることによって、少なくともこのプレート間地震については、間違いなくこの地震動で東海第二についてはほぼ間違いなく包含できるだろうという考え方があるわけでございます。これは現在の科学技術の水準に基づいて我々が策定して、国としてはエンドースをいただいたものでございます。

また、そういった波源領域が、あるいはわからないかもしれないじゃないか、すなわち全然わからないところで突然地震が起こるかもしれない。そういった可能性もあるかと思えます。そういった点につきましては、先ほどの2ページの5ポツのところにはピンクで書かれた領域がございすけれども、例えば北海道で2004年に波源がわからないけれども、突然地震が起きたという、そういった現象等がございました。それが留萌支庁で起きた地震なんでございすけれども、そういった地震も取り込んだ上で、その地震動がより大きくなるような取り扱いを東海第二発電所の直下で起こすと、そういった地震動も考えることによりまして、例えば波源が今まで見つかっていなかった地震についても考慮するといった、そういった工夫もとってございます。

以上でございます。

花島委員 大変努力なさっているのは私わかるんです。これが原発じゃなかったら、それで私だってけしからんとは言いませんよ。でも、原発なんです。しかも東海第二は周辺に非常に多くの人やいて、財産もある。さらにちょっと離れたところは首都圏だと。そういうことを考えたときに、我々市民の立場、あるいは国の立場から見て、国はちょっと違う考えだから私はおかしいと思っているんですけど。国の危機になるようなものをたかが110万キロワットの電気を起こすためにやるべきかということなんです。今おっしゃっていることは、起こりそうなことを想定しているだけですよ。だけど、我々は地震とかそういうことに対しては本当によくわかっていないというのが私の認識なんです。だからまれですよ、多分、とんでもない地震が起きるのは。だけれども、まれだからといって、この辺で何十万人も逃げなければならない、それで帰れなくなる、それから首都圏のどこかが使えなくなる。そんなことをやる価値はないと私は思っているんですよね。

それは、そちらから見れば率のいいギャンブルかもしれないです。何十億円か何百億円か、20年間動かしてもうかるということになるけれどもね。でも、マイナスのことを考えたら、私は国としてそんな選択をとるべきじゃないと思っているんですね。

それはそれで置いておいて、この先議論しても、ほかに聞きたいことがあるので。

もう一つ、ケーブルの問題、これ難燃性ケーブルの話があるんですが、安全機能を有する機器に使用されているケーブルを一部難燃化処置と言ったらいいんですかね、するということですよ。じゃあ、これの対象外のケーブルというのはどのくらいあるんですか。要するに安全系じゃないケーブルというのは一体何が使われているのかわからないのでお教えいただきたい。

東海第二発電所次長 発電所の金井田と申します。

資料としては3ページの左上の③の項目になるかと思います。

ここで安全機能を有するケーブルに係る記載をしてございますけれども、非安全、いわゆる安全機能を有しないケーブル、これは一般的なケーブルになるんですけれども。例えば東海第二発電所には原子炉周りの設備、これは多くは安全機能を有するケーブルでございまして、例えばそれ以降のタービン発電機側のほうに設備もございまして。タービン発電機というのは原子炉で発生した蒸気を送って、そこでタービン発電機を回して、電気を起こします。その水というのはまた原子炉側に戻っていきますけれども。タービン側の設備というものは安全機能を持たない設備も多数ございまして。

そういった設備等については、区分としては安全機能を多くは有しない設備というものでございます。大きくは以上でございまして。

花島委員 ちょっとよくわからないんですけど、例えば動力系なんかでも、私はちょっとスリーマイル島原発事故のことをちらっと考えるんですけど、直接影響ないと思っていたようなところから徐々にいろんなところがふぐあいがあったりして、誤判断があって、結局メルトダウンしたわけですけど。

そういうことも含めて安全機能を有するという範囲は十分カバーされているという認識ですか。

東海第二発電所次長 ご指摘のスリーマイルアイランドの事故での逃し弁の開固着といったところは、あれは非常に安全機能を有する設備でございまして、なかなかその件と類してお話するのは難しいんですけども。基本的には安全機能を有する設備というものは、非安全な設備からの影響を受けないような、そういった設計上の配慮というものをするとするのが基本でございまして。

花島委員 固着はそうですよ、まさに。でも、その前の段階からでしょう。だから、そういう何ていうか、ある意味で言えば、ぎりぎりのところの安全だけじゃない部分が必要だということだと私は考えているんです。それでも十分カバーしているおつもりかということをお聞きしたいんです。

東海第二発電所次長 発電所の金井田と申します。

なかなかそのところの定量的な議論を資料がない状態ですというのは難しいんですけども、今回の新規制基準に基づく安全対策を施させていただきます。それというのは、例えば偶発的な事故に対する備えというものは格段に向上いたしますし、また、資料の同じページの3ページの、先ほどごらんいただいた内部火災あるいは自然現象の対応という点では、火災でありますとか、あるいは自然現象で、極端な話になりますが、竜巻が直撃してくるとか、あるいは火山が噴火して火山灰が数十センチ、このあたりも含めて降り積もる。そういった極端な事例までも含めて東海第二発電所の炉心を守って、あるいは炉心が壊れた場合を考えておいても、放射性物質の放出を極力抑制できるような、そういった対策のほうを施させていただきますので、その点については、不安全な箇所が発生した場合における安全誘導という点については格段に向上しているというところをお答え差し上げたいと思います。

以上でございます。

花島委員 私の聞いていることは違うんですね。そういうことでいえば、極端なことをいえば、私は地震を想定してほしいんですが、私が言っていることは、要するに複雑なシステムの中で何かあったときに波及的に次のトラブルにどうつながるかという、つながる可能性がふえると言ったらいいのかな。結果としてトラブルになるという可能性があるということを行っているんで、お答えになったことはちょっと次元が違います。答えが聞けなかったということで、次の質問をしたいです。

難燃性ケーブルで、防火シートでくるむという対策なんですが、実験をなさっているはずですよ。昔の原発でろうそくの火か何かがついちゃったという事例があるわけですが、外から火が来てつくだけじゃなくて、例えば一部のケーブルが過熱して、それで延焼ということもあり得ますよね。たしか日本原電もそういう重要な系統じゃないけれども、どこかの原発だか何かで、掃除しているときのコードがわっと長い距離溶けちゃったという例があったと思うんです。そういうことがこういう系統であったときにどうなるかという実験をなさっていますでしょうか。

東海第二発電所次長 発電所の金井田と申します。

よくご存じなのでお答えする必要もないかもしれませんが、ご指摘のとおり、こういった防火シートをくるんだ状態のケーブルに対する耐火性能に関する試験等を行ってございます。具体的には、この図にありますとおり、ケーブルを防火シートでくるんだ状態のところにバーナーで火を当てまして、シート自体がやはり熱で溶けてまいりますので、そういった状態になるような、そういった状態になるかという点について確認を行う。また、非難燃のケーブルでございますけれども、こういったものもやはりずっと加熱すると溶けてくるような、そういった状態等も起こりますので、そういった際に、どれだけ燃焼が続くとか、そういった確認をしてございます。

なお、もう少しお話しさせていただくと、そういった試験を行うんですけれども、実際この設備を設ける際には、この防火シートでくるんだ中に、実は火災検知のシステムを入れます。その当該場所で万一、中から火が生じた場合には、その火災検知のシステムがあって、そこで火がつくと、もう自動的に消火剤を入れるような、そういうシステムにするんですね。すなわち人が即時対応するのではなくて、システム自体が火災を検知したら自動的に消火剤が入る、そういった対応をとることで迅速な消火が可能になるということを確認してございます。

以上でございます。

花島委員 要するに内部のケーブルのトラブルが出て溶けるとかなんとかというのは検知しているだけということですね。

東海第二発電所次長 検知して消火いたします。

花島委員 わかりました。

委員長 よろしいですか。

富山委員 高度な技術的な質問の後で恐縮なんですけど、基本的なことなんですけれども、運転しない車もとめておくだけで劣化は進むんですよ。20年延長なされたということ、今現在とまっている東海第二、今後再稼働するにしても、しないにしても、時間は過ぎていくわけですよ。そのカウントダウンというのは、これ20年の今のカウントダウンはもう始まっているんですか。

保守室保守管理グループマネジャー 日本原子力発電の伊藤でございます。

20年の延長期間でございますが、これは暦年でございますので、今もう始まっているということでございます。

富山委員 そうすれば、今この防潮堤もまだ設計段階の中で、これから何年もかけて再稼働もするに当たれば、設備をそろえていくという中で、どんどん年数がたてばたつほど運転期間が短くなっていっちゃうということの認識でいいんですね。

保守室保守管理グループマネジャー 日本原電の伊藤です。

ご認識のとおりでございます。

委員長 ほかに。

中崎委員 この原子力安全対策常任委員会も、要するに市民にご説明をするのに、やっぱり原電と密な意見の交換、説明を聞かないと、何をやっているんだと。市長はああいうふうに反対の意見を出しました。この委員会としても原電の皆さんの意見を聞いて、適正な判断ができるように、なるべくそういうふうに努力をしていくところでございますので、これからどうぞよろしくお願いいたします。

委員長 じゃ、私のほうから1つお伺いします。

那珂市におきましては、市民アンケートを昨年の1月19日から2月13日ということで、1年ぐらい前にアンケートをされた結果が、再稼働反対だというようなパーセンテージが、

「反対」と「どちらかといえば反対」を合計しますと 64.8%というような結果が出ております。原子力規制委員会の審査が最終的に 11 月 7 日に終えられたと伺っておりますけれども、現時点でのアンケートをされればまた幾らか数字が違ってくるのかなという感じはしておりますけれども、そういう中、原電のほうで 6 市村、特に立地自治体含めての住民の皆さん方への説明会をされるというようなご予定もおありのようでありますので、それに向けて、再稼働に向けての説明会になるのか、あるいはまた規制委員会の経過の説明だけに終わられるのか、その辺のところはどういうふうに向向性はされて説明会をされる予定なんでしょうか、お伺いいたします。

地域共生部長 地域共生部長の猪股でございます。

当社の発電所の状況説明会というのに関しまして、震災以降これまでも毎年継続して実施してございます。常にその時点におきまして、審査の状況でありますとか、それをどのように安全対策として実際に発電所にそれを反映していく計画かとか、そういったものをこれまでご説明をさせていただいております。そして、まずもって今回、許認可を 3 ついただいたということでもありますので、当然ながらその許認可の内容につきましては、地元の皆様方に対しましてきっちりと丁寧にご説明をする必要があるというふうにご考えてございます。そして、そのご説明する内容につきましては、実際にご説明する段階におきまして、最新の状況においてお話を申し上げるということでございますので、今、きょうこの時点でお話ができるとすると、きょうご説明したものに準じた形というふうになると考えてございますが、この後のまさに会社としての方針の状況等によって、その内容について今後詰めていきたいと思っております。

また、実施の時期につきましても、1 月から茨城県のほうが主催をして説明会をされるということも公表されてございました。それらの内容等々もございまして、それらも踏まえて当社としての実施時期も考えていく必要があると思っておりますので、具体的な内容についてもこれから精査して検討していくような状況でございます。

委員長 加えて、できるだけ多くの住民の皆さん方が集まりやすいようなやり方でやっていただければということをお願いさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

地域共生部長 ありがとうございます。私どもといたしましても、これまでの説明会の反省といたしまして、大勢の方にいらしていただくというところからまずスタートするわけですが、なかなかどうしても技術的な説明の部分が多くなってしまっていて、もう少し基本的なことをお聞きしたかったというような市民の方か住民の方がいらっしゃることは承知してございます。それらを踏まえまして、そういった方々のご質問についてもきちっとお答えできるような運営の仕方についても工夫したいというふうにご考えてございます。

また、地域の皆様へのご説明につきましては、目立ったものとしていたしまして、住民説明会というのが非常にクローズアップされるわけでございますけれども、あと、チラシを出

したりとかいろいろしておりますけれども、そういったことだけではなくて、もう少しきめ細かに、どこかに集まってくださいという、そういうちょっと目線が上にあるんじゃないかというような、そういうことだけではなくて、何かのお集まりの際、少人数でも構いませんので、私どもがもしお話をさせていただけるような時間をいただけるようであれば、我々が出かけていってご説明をさせていただき、直接やりとりをさせていただくとか、そういったこともしっかりとやっていきたいというふうに考えてございます。

これまで以上にきめ細かな説明に尽くしたいと思っておりますので、よろしくご指導いただければと思います。よろしく申し上げます。

花島委員 きょういただいた資料ですけれども、全部、知的財産とか何だかんだ書いてあるんですけれども、中には既にチラシ等で配布されているのもかなりありますよね。これというのは、何でこういうふうに関示禁止だとかなんとかになっているんですか。

さっき、自分が理解するだけじゃなくて、市民の方とか自分の支持者とか知り合いの方に、日本原電はこう言っていますよと説明するときに、これ見せられないということでしょう。そうですよね、開示も禁止ですからね。だったら、それはなぜですかというのを聞きたい、一言でいえば。前に既に配られている、新聞なんか折り込まれて、チラシで話をするしかないんですよ。

地域共生部長 猪股でございます。

皆様方にいろんな場面でいろんな資料を使ってご説明をしておりますけれども、中にはこの資料がひとり歩きをしたときに誤解をされるようなこともあろうかとも思いますし、私どもがきちっと説明する上で、きょうの説明に際して、我々の口頭説明があつてこれをご理解いただくという前提でつくってございますので、その都度判断をさせていただいている状況でございます。

したがいまして、皆様の間でご説明をされる部分につきましては、私どものほうで、例えば今、花島委員おっしゃっていただいたようなチラシとしてお出ししたものとか、また、先ほど来出ています住民説明会の場でご提供申し上げた資料とか、そういったもので実施していただきたいというふうに考えている次第でございます。

花島委員 じゃあ、具体的にこの資料のここそこが開示されたら困るとかいうんじゃないで、何かわけのわからないところで、思わぬ効果が出るとまずいから、その検証をされていないので、こういうふうに関示禁止ということではないんですか。

地域共生部長 きょうの資料につきましては、私どもの説明があつて、これとセットで相まって1つの説明となるという、1つのそういう形になっているものというふうに考えてございます。

委員長 ほかに。

(なし)

委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

防災課長 すみません、閉じる前に執行部のほうからご報告させていただきます。

お手元にあります資料、東海第二発電所の新規制基準適合性審査等の結果に係る住民説明会というものをご用意いただきたいと思います。

こちらにつきましては、県主催で原子力規制庁が説明をするというものでございます。まず1番の開催目的でございます。

先般、日本原子力発電東海第二発電所に係る原子力規制委員会の新規制基準適合性審査等が終了したため、茨城県ではこれらの内容を県民に広く情報提供することを通して県民の安心・安全に資する目的とするということでございます。

概要でございます。

主催が茨城県で共催が関係市町村というところでございます。那珂市も含まれております。

説明者は申し上げましたとおり原子力規制庁。内容に関しましてもご説明したとおり、東海第二発電所の新規制基準適合性審査及び運転期間延長認可審査の結果についてというところでございます。

日程、場所につきましては、下記の表でございます。6回行いますが、その2回目が那珂市でございます。1月24日、木曜日に午後6時半から那珂市総合センターらぼーるで実施するというところでございます。

5番の対象につきましては、PAZ、UPZエリア内の自治体の住民ということで、5キロ圏内、30キロ圏内の自治体の住民というところでございます。

参加方法につきましては、県へ事前申し込みをするというところで、12月10日から募集を開始するというところでございます。

その他といたしまして、当日の説明資料、録画映像及び議事録は後日、県ホームページ上で公開しますということでございます。

表の下にございまして、備考でございます。参加申し込みが居住地にかかわらず、いずれの会場でも可能、説明会の内容はいずれの会場も同一、説明会の所要時間はおおむね2時間を予定していると。その他詳細は県で参加募集開始時に公表ということで、12月10日のときに公表されるものと思っております。

3としまして、市のほうでは12月下旬、広報なか、お知らせ版にて周知をする予定でございます。一応ご報告しておきます。

委員長 防災課の説明が終わりました。

それでは、暫時休憩をいたします。

日本原子力発電株式会社の皆様大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

休憩（午後0時03分）

再開（午後0時04分）

委員長 再開をいたします。

横手市議会友好訪問の出席者について協議をいたします。

当委員会から横手市議会友好訪問の出席者を1名選出したいと思います。

なお、日程については来年2月15日、16日の2日間の予定のようでございます。

当委員会からの出席者は、希望者おられましたらば、いかがですか。

花島委員 私は産業建設常任委員会で行くことになっています。

委員長 そうですか。

事務局長 一応ですね、今のところは総務生活常任委員会のほうが笹島議員、産業建設常任委員会が花島議員、教育厚生常任委員会が富山議員です。

委員長 じゃあ、私が行かせてもらいます。ここで3人になっちゃうね。

私が参加させていただきます。

それでは、大変お疲れさまでした。

本日の原子力安全対策常任委員会を閉会とさせていただきます。

閉会（午後0時05分）

平成31年 2月 22日

那珂市議会 原子力安全対策常任委員会委員長 助川 則夫